

**鳥取県告示第639号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成22年11月2日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社桃香苑	株式会社桃香苑訪問介護 ステーションももの家	鳥取市用瀬町鷹狩 3-5	平成22年10月26日	訪問介護